

桜井小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめとは、「当該児童・生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」であり、いじめにあたるか否かの判断は、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとされている。(文部科学省HPより)

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

安城市教育委員会の目指す「いじめ見逃しゼロ」の実現に向けて、学校・保護者・地域全体で見守ることや気兼ねなく学校に相談できる雰囲気醸成に努める。

2 いじめ防止対策組織

本校では、「いじめ防止対策組織」として、「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭で構成し、必要に応じて担任、スクールカウンセラーなどの学校職員を加える。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

ア 「桜井小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、児童・保護者・地域の視点から学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「桜井小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ・いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育むとともに、学び合いの授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を各学期に1回実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ Q-Uテスト（年2回）を実施して、児童一人ひとりが居心地のよさを感じる学級集団作りに生かす。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、担任教師など特定の教員のみが抱え込むことのないよう、校長をはじめ関係職員で情報共有をしながら組織的な対応をする。
- イ 毎月1回「いじめ・不登校対策委員会」を担任も含めて開催し、児童を見守るための情報共有や事例検討を実施する。
- ウ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- エ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、必要に応じてスクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ 問題が解消したと判断した場合も、その後の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- キ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ク ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) 保護者・地域との連携

- ア 「桜井小学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者へ配布するとともに、本校のホームページに掲載する。
- イ 学期1回の個別懇談会のみならず、学校行事や学年行事、集会活動など、保護者や地域の方が来校する機会を増やし、学校の教育活動をみていただいたり、関わっていただいたりして、教師と保護者との懇談の機会にする。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

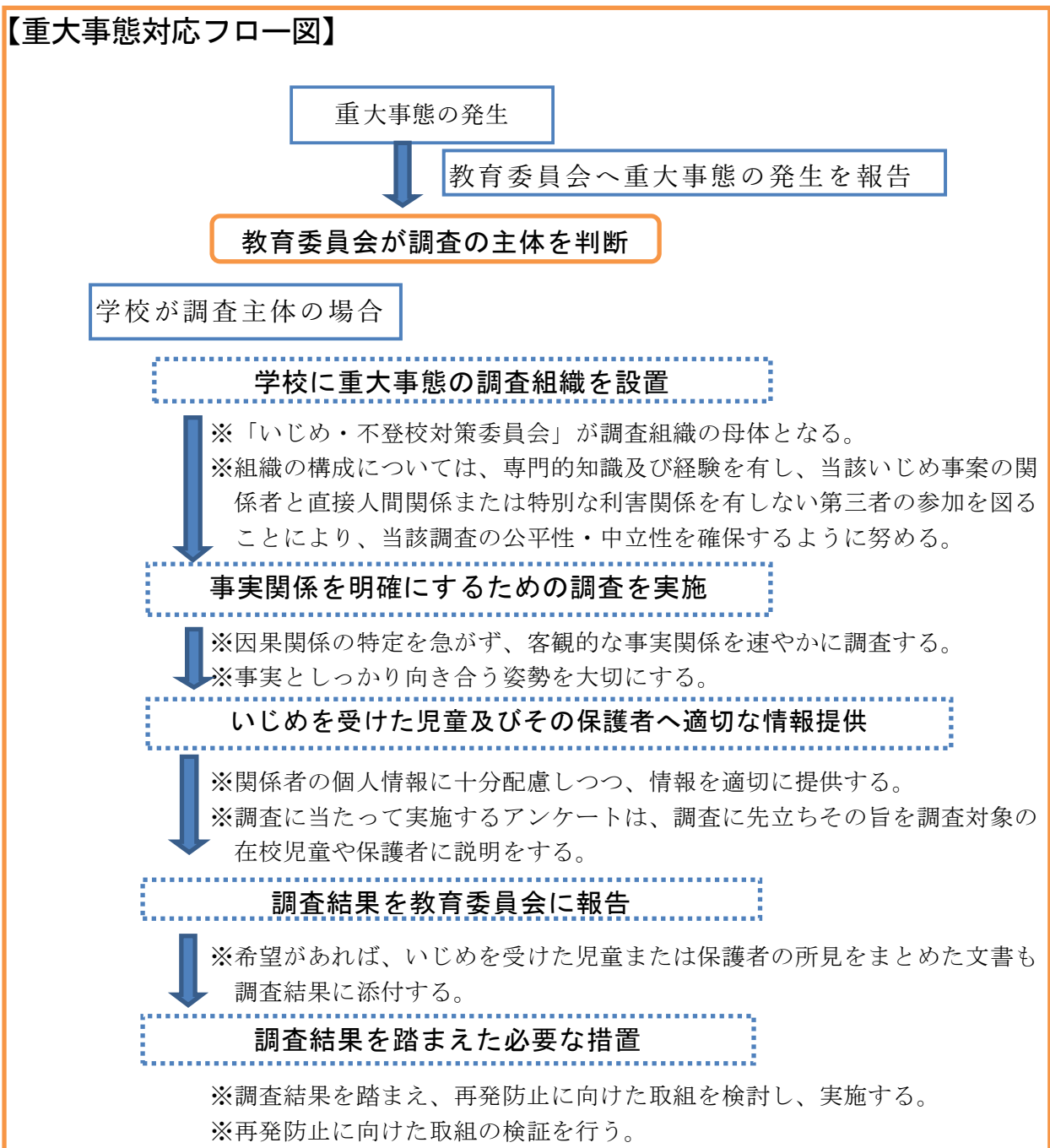
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDC Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) 学校評価アンケートや教職員による取組評価にいじめに関する項目を盛り込み、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画・実施し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「桜井小学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ周知するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態対応フロー図】



	校内の組織の取組	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○いじめ・不登校対策委員会 *「学校いじめ基本方針」の確認 ○校内教育支援委員会 *配慮を要する児童支援の検討	○魅力ある学校開き ○SCの活用 ○通学班集会 ○保健指導（心と体の成長）	○教室環境、学級ルール作り ○あいさつ運動 ○身体測定	○「桜井小学校ランドデザイン」の公開 ○「桜井小学校いじめ防止基本方針」の公開 ○授業参観、教育相談 ○見守り隊顔合わせ ○PTA評議員会
5月	○いじめ・不登校対策委員会 *各学級の様子と指導方針の協議	○なかよし学級 （異年齢集団活動） ○遠足・校外学習 （グループ活動）	○ハイパーQ-Uアンケート	○PTAあいさつ運動
6月	○いじめ・不登校対策委員会 *各学級の様子と指導方針の協議	○なかよし学級	○「いじめアンケート」の実施 ○児童教育相談週間	○青少年健全育成会 ○授業参観 ○桜井地区児童福祉協議会 ○PTA評議員会
7月	○いじめ・不登校対策委員会 *ふれあいアンケートの結果と対応協議 ○校内教育支援委員会 *配慮を要する児童支援の検討	○七夕集会 ○「夏休みのくらし」の配付		○学校保健委員会 ○個別懇談会
8月	○児童理解の会 *ハイパーQ-Uアンケートの結果検証	○学区のパトロール		○プール開放時の監督
9月	○いじめ・不登校対策委員会 *夏休み中における事案の報告	○自然教室（5年） （集団生活）	○身体測定	○「防犯・防災フェスタ」 「親子桜井めぐり」の隔年実施 ○PTAあいさつ運動
10月	○いじめ・不登校対策委員会 *各学級の様子と指導方針の協議	○修学旅行（6年） ○サクライピック （学年ブロック体育的行事） ○なかよし学級	○学校評価（児童）アンケート	○桜井小学校評価（保護者）アンケート
11月	○いじめ・不登校対策委員会 *各学級の様子と指導方針の協議 *ふれあいアンケートの結果と対応協議	○なかよし学級	○「いじめアンケート」の実施 ○児童教育相談週間 ○ハイパーQ-Uアンケート	○青少年健全育成会 ○学校評価（地域）アンケート ○PTA評議員会
12月	○いじめ・不登校対策委員会 *各学級の様子と指導方針の協議 *「学校評価アンケート」の分析 *ハイパーQ-Uアンケートの結果検証 ○校内教育支援委員会 *次年度につなげる支援の検討	○「冬休みのくらし」の配布 ○人権週間（講話） ○クリスマス集会		○個別懇談会
1月	○いじめ・不登校対策委員会 *冬休み中における事案の報告	○保健指導（命の大切さ）	○身体測定	○PTAあいさつ運動 ○桜井凧作り
2月	○いじめ・不登校対策委員会 *各学級の様子と指導方針の協議	○なかよし学級 ○感謝の会	○「ふれあいアンケート」 （いじめアンケート）の実施 ○児童教育相談週間	○授業参観 ○PTA評議員会
3月	○いじめ・不登校対策委員会 *各学級の様子と指導方針の協議 *ふれあいアンケートの結果と対応協議 *学校評価アンケートの検証、基本方針の見直し	○卒業生を送る会		○新旧PTA評議員会 ○桜井地区児童福祉協議会 （学区児童生徒の情報交換）
通年		○学び合いの授業の充実 ○道徳教育、体験活動の充実 ○メディアリテラシー教育の実施 ○異学年交流行事の実施 ○集会における校長講話	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活ノート ○クラス会議（学級） ○ふれあい会議（児童会）	○PTAあいさつ運動 （学期に1回） ○交通立ち当番 ○ホームページ更新の充実

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。